

介護福祉士修学資金等貸付事業

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業のご案内

離職した介護人材の再就職準備金貸付事業（再就職準備金貸付事業）は、介護職としての資格や経験があり、現在介護の仕事から離れている方に、その資格、知識経験をいかして県内の介護保険施設・事業所で、介護職として再就職するための資金を貸付する制度です。

なお、この貸付金は再就職し、神奈川県内に所在する介護保険施設および事業所等で2年間継続して介護職としての業務に従事する場合、返還猶予・返還免除の申請が可能となります。

<貸付要件等>

次の①～⑥の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 神奈川県内の介護保険施設・事業所に介護職員等として就労が決定している（内定含む）方で介護保険施設・事業所で介護職員等としての実務経験を1年以上（※1）有すること、雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上あること
- ② 離職後の期間が1年以上15年以内であること
- ③ 以下のいずれかの資格を持っている、あるいは研修を修了している方
ア) 介護福祉士 イ) 介護福祉士実務者研修修了者 ウ) 介護職員初任者研修修了者
エ) 介護職員基礎研修、訪問介護員1級課程、2級課程修了者
- ④ 離職後、介護職員等として再就職するまでに、かながわ福祉人材センターに求職登録又は有資格者の届出を行っていること（「福祉人材センターへの届出・登録について」をご参照ください。）
- ⑤ 神奈川県内に所在する事業所又は介護保険施設に介護職員等として就労が決定（内定を含む）した方で、継続して2年以上介護等の業務に従事する意思があること
- ⑥ 申請時において、65歳以下の方

<貸付金額> 400,000円以内 一人1回限り

<貸付利子> 無利子

<連帯保証人> 必ず連帯保証人が1名必要となります。

- ・日本国内に居住し（外国籍の方は在留資格が永住者であること）、貸付申請時に20歳以上、80歳以下で、原則独立の生計を営むなど安定した収入がある方（前年度収入および今年度の収入見込みが150万円以上の方）
- ・申請者は、他の申請者の連帯保証人となることはできません。
- ・連帯保証人は、自身が借受者となること、及び複数の連帯保証人となることはできません。

■かながわ福祉人材センターへの届出・登録について

1. 有資格者の届出
「福祉のお仕事」(<https://www.fukushi-work.jp/todokede/>)の「介護の資格 届出制度」より保有している資格等の登録を行ってください。
2. 求職者登録
かながわ福祉人材センターのホームページ (<https://www.kfjc.jp/for-seeker/touroku.html>) または窓口で求職者登録を行ってください。



<有資格者の届出>



<求職者登録>

■貸付対象となる「介護職員等」とは

本貸付制度においては、神奈川県内で下記のサービスを実施している介護保険施設・事業所で介護員として再就職する方を貸付の対象としています。

サービスの種類	サービス内容	
居宅サービス等 地域密着型サービス 居宅介護支援 施設サービス 介護予防サービス 地域密着型介護予防サービス 介護予防支援	訪問介護	介護老人保健施設
	訪問入浴介護	介護医療院（介護療養型医療施設）
	短所入所生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	短所入所療養介護	夜間対応型訪問介護
	通所介護（デイサービス）	認知症対応型通所介護
	通所リハビリテーション（デイケア）	認知症対応型共同生活介護
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	地域密着型特定施設入居者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型介護老人福祉施設
	小規模多機能型居宅介護	第1号通所事業所
	第1号訪問事業所	地域密着型通所介護(小規模デイサービス)
特定施設入居者生活介護 ※ 介護保険事業所番号があるもの (有料老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウスなど)		

★障害福祉サービスの事業所・住宅型有料老人ホーム・健康型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅は対象外です。

★就職予定先等の確認は、「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/>)からできます。

■再就職準備金の対象となる使途

介護職員等として再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものとします。

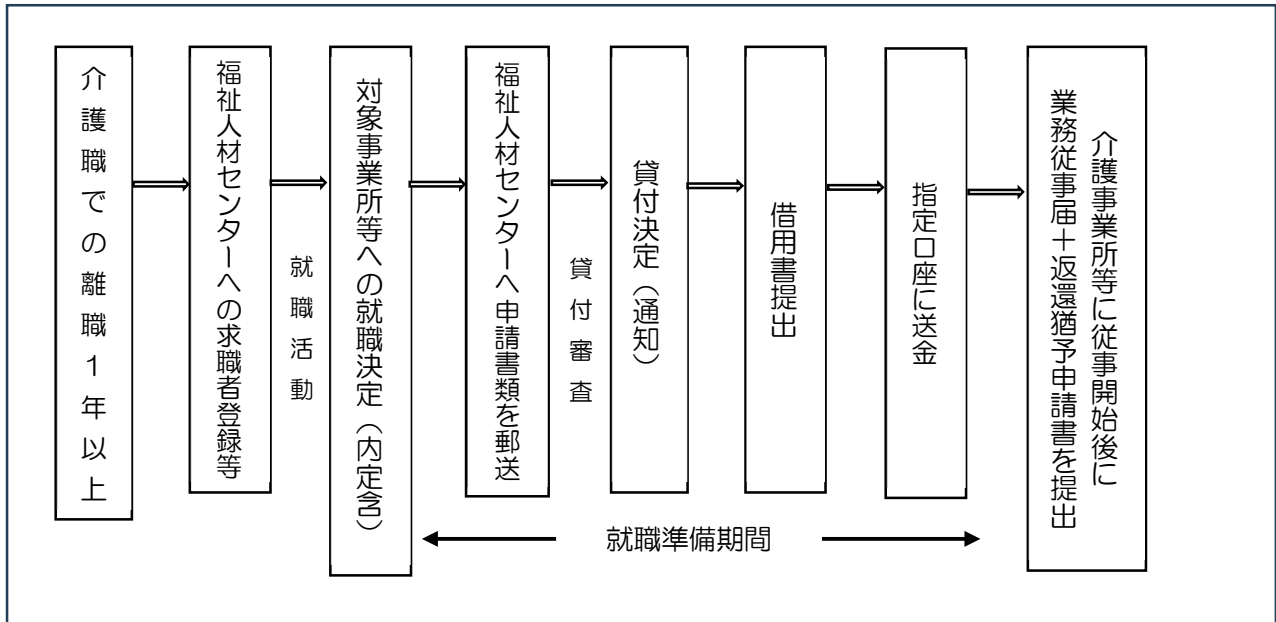
- ①子どもの預け先を探す際の費用
- ②介護に係る情報収集や学び直しのための講習会参加経費又は参考図書等の購入費
- ③介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
- ④敷金、礼金又は転居費用など転居を伴う場合に必要となる経費
- ⑤通勤用の自転車又はバイクの購入費
- ⑥初回給与までの通勤等の経費
- ⑦緊急連絡や各種情報収集するためのパソコンや携帯電話などを購入する経費
- ⑧その他、再就職に必要と認められる経費

■ 貸付申請に必要な書類

書類名	備考
①貸付申請書	申請者・連帯保証人の署名・捺印が必要となります。
②就労予定先の採用通知・内定通知等の写し	就職予定先が介護保険施設・事業所かご確認ください。
③住民票（申請者と連帯保証人分）コピー不可	発行3ヶ月以内の本籍・マイナンバーの記載のないもの
④業務従事期間証明書	離職した介護保険施設・事業所で1年以上介護職として従事したことの証明が必要となります。
⑤個人情報の取扱いについての同意書	申請者・連帯保証人の署名・捺印が必要となります。
⑥資格登録証等の写し	介護福祉士登録証、実務者研修修了証書などの写し
⑦離職期間を証明する書類	1年以上の離職期間の確認が必要となります。 年金の被保険者記録回答票など（年金事務所にて発行）

- ★①④⑤の書類は、福祉人材センターより申請希望者へ郵送いたします。
- ★上記書類のほかに、貸付審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。
- ★ご提出いただいた貸付申請書類一式はご返却いたしませんのでご了承ください。

■ 申請手続きの主な流れ



■ 貸付金の返還免除について

神奈川県内の介護保険施設・事業所で介護職員等として、継続して2年間（※2）従事した場合、返還免除の申請が可能となります。

- ※2 返還免除には、730日在籍のうち360日以上（月15日以上）の従事または週20時間以上の従事が必要となります

■ 貸付金の返還について

この制度は「貸付制度」となりますので、返還免除要件を満たさない場合、貸付金については返還となります。（県内の介護保険施設・事業所で介護職員等として2年間従事しなかった場合）

- 返還方法は一括返還または月賦返還を選択できます。返還は返還事由が生じた月の翌月から開始となり、月賦返還の場合、最長10ヶ月での返還が可能です。
- 返還期限を過ぎると、年3%の延滞利子が発生します。

■ 留意事項

- ◆ 申請書類の提出期限は、就労開始日から原則1ヶ月以内となります。（内定後、就労前に申請することができます）
- ◆ 貸付審査にはお時間をいただくこともございますので、ご了承ください。
- ◆ 審査の結果により、お貸付けできない場合もあります。（審査内容についてはお答えできません）
- ◆ 貸付申請後、内定通知書等と異なる状況になった場合は、必ず事前にかながわ福祉人材センター貸付担当まで早急にご連絡ください。
- ◆ 貸付が決定された方へは、貸付決定通知書とともに、その後のお手続きに必要な書類等のご案内をいたします

💡お申込み前にご確認ください💡

No	確認事項	チェック
1	貸付要件をすべて満たしている	
2	申請書類の提出は、就労開始から1ヶ月以内である	
3	鉛筆・消せるボールペンは使用していない	
4	浸透印（スタンプ式印鑑）を使用していない	
5	貸付申請書「連帯保証人の情報」欄はすべて連帯保証人にて記入している （代筆は認めておりません）	
6	貸付の申請金額は千円未満切捨てにて記入している	

※申請書類は郵送にて送付してください。郵送は、簡易書留やレターパック等、追跡サービスで郵便物の配達状況を確認できるサービスをお勧めいたします。

<お問い合わせ・書類提出先>

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

かながわ福祉人材研修センター 福祉人材センター 貸付担当

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階

Tel: 045-312-4816

受付時間：月～金（祝祭日除く）9:00～12:00、13:00～17:00